

# 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

(平成28年4月1日 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

シルバー人材センター会員は1週間当たりの就業時間がおおむね20時間を超えないものとされている。

### 特例措置

労働力の需給状況等から民業圧迫の恐れがない場合には、週40時間までの就業が可能

### 効果

- ・過疎地域における労働の確保
- ・高年齢退職者の活躍の機会が拡大

## 規制改革の概要

通常

20 時間



就業時間  
増加

特例措置

40 時間

週最大40時間までの  
派遣労働が可能！

- ・収穫作業
- ・除草作業
- ・稲刈り作業
- ・農産物加工作業
- ※混在作業



発注者

派遣契約

シルバー  
人材センター

労働契約



シルバー会員

シルバー人材の積極的活用による労働力確保